◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２７８号（H26. 12. 12）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝１１件（１２月５日～１２月１１日分）
（１）乗合バスが歩行者をはねた事故
（２）乗合バスの車内事故
（３）乗合バスと自転車の衝突事故
（４）乗合バスの火災事故
（５）乗合バスの車内事故
（６）法人タクシーと軽自動車の衝突事故
（７）法人タクシーのひき逃げ死亡事故
（８）法人タクシーの死傷事故
（９）法人タクシーとオートバイの衝突事故
（１０）トラックの多重追突事故
（１１）トラックにトレーラーが追突した事故
２．大雪への対応についての内閣府特命担当大臣（防災）から国民への呼びかけ
３．「安全に関する企業風土測定ツール」のご案内
４．ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
５．ホイ-ル･ベアリング゛の点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
６．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
７．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
８．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
９．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
１０．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
１１．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１２．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
１３．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【１．重大事故等情報＝１１件】（１２月５日～１２月１１日分）

（１）乗合バスが歩行者をはねた事故

１２月５日（金）午後４時５５分頃、千葉県の県道にて、同県に営業所を置く乗合バスが、片側１車線の道路を約４０㎞/hで運行中、渋滞中の反対車線から飛び出してきた歩行者をはねた。
この事故により、はねられた歩行者が死亡した。
また、乗客１名が車内で転倒し、軽傷を負った。

（２）乗合バスの車内事故
１２月６日（土）午前１０時２８分頃、福島県の市道のバス停留所付近において、同県に営業所を置く乗合バスが運行中、乗客が車内で転倒する車内事故が発生した。
この事故により、乗客１名が重傷を負った。
事故は、当該バス停留所から発車後、交差点を通過する際、バスの前に進路変更してきた乗用車に、運転者が気がつくのが遅れたため、急ブレーキをかけたところ、 当該乗客が転倒し、前方出口ステップ部分に転がり落ちた。

（３）乗合バスと自転車の衝突事故
１２月６日（土）午後２時０５分頃、千葉県内の信号のない市道交差点にて、同県に営業所を置く乗合バス（乗客６名）が、片側２車線の左側車線を運行中、運転席から見て右側方向より左側方向へ、車道を自転車を押しながら横断してきた歩行者と衝突した。
この事故により、歩行者が病院に搬送されたが死亡した。
また、バスの乗客１名が軽傷（打撲）を負った。

（４）乗合バスの火災事故
１２月８日（月）午前６時２３分頃、山形県の国道において、同県に営業所を置く乗合バスの火災事故が発生した。
当該車両は当該営業所から回送中であったため、乗客は乗っていなかった。
出火箇所は車体右後部タイヤ付近であり、出火に気付いた運転者が消火器で消火を試みたものの消火できず消防に通報、消防により午前６時４４分頃に鎮火した。

（５）乗合バスの車内事故
１２月９日（火）午後２時３５分頃、富山県の県道のバス停留所において、富山県に営業所を置く乗合バスが、乗客５名を乗せ運行中、当該バス停留所に先に停車していたバスの後方に停車しようと減速していたが、停止直前で先に停車していたバスが発車したため、バス停留所に近づこうと前進したところ、乗客１名が尻もちをつく形で転倒した。
この事故により、当該乗客１名が大腿骨頚部骨折による重傷を負った。
現場の路面勾配は、平坦。
当時バスには乗客５名がいたが、被害者を含む当該バス停の降車客３名が減速中に席を立ち、降車扉に向かって歩き出した模様。

（６）法人タクシーと軽自動車の衝突事故
１２月５日（金）午後１１時１０分頃、青森県の市道の交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客３名を乗せ交差点内に進入したところ、側方から来た軽自動車がタクシーの側面に衝突した。
この事故によりタクシーの乗客１名が重傷、軽自動車運転者が軽傷を負った。タクシー運転者及び残りの乗客２名にはケガは無い。
現場の交差点は、タクシー側が赤点滅信号、軽自動車側が黄色点滅信号で、タクシー運転者が青信号と勘違いし一時停止せずに交差点内に進入した模様。

（７）法人タクシーのひき逃げ死亡事故
１２月５日（金）午前５時１８分頃、神奈川県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシー（空車）が歩行者をはね、救護せずに逃走した。
この事故によりはねられた歩行者は死亡した。
周辺の防犯カメラにはねたタクシーが映っており、運転者は逮捕された。

（８）法人タクシーの死傷事故
１２月１０日（水）午前９時３０分頃、福岡県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが病院にて乗客を降車扱いし帰庫する際、路地から当該国道へ右折するため、一旦停止して左右の確認を行い国道に進入したところ、正面からタクシーに向かって国道を横断していた歩行者に気付かず撥ね、そのまま歩行者に乗り上げ停止した。
この事故により当該歩行者は死亡した。

（９）法人タクシーとオートバイの衝突事故
１２月１１日（木）午後９時５３分頃、東京都の都道の交差点において、都内に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せ運行中、当該交差点を右折する際、対向のオートバイと衝突した。
この事故によりオートバイの運転者が死亡。
乗客、運転者にケガは無し。

（１０）トラックの多重追突事故
１２月６日（土）午後９時３５分頃、宮城県の高速道路の上り線で、路上に停車中の乗用車に、岩手県に営業所を置くトラックが追突し、はずみで当該乗用車が前に停止していた乗用車に追突する事故が発生した。
この事故により、トラックが最初に追突した乗用車に乗車していた４名のうち後部座席の２名が死亡、このほか、乗用車の２名と、先頭の乗用車に乗車していた２名、トラック運転者１名のあわせて５名が負傷した模様。
事故は当該トラックが高速道路の追い越し車線を走行中、前方の乗用車２台が急停車したため、急制動をかけたが回避しきれず追突した模様。

なお、乗用車が停車していた理由等については調査中。

（１１）トラックにトレーラーが追突した事故
１２月８日（月）午前１時半頃、神奈川県の高速道路の下り線で、茨城県に営業所を置く大型トレーラーが前を走っていた大型トラックに追突する事故が発生した。
この事故で、追突したトレーラーの運転者が全身を強く打って死亡、追突されたトラックの運手者が軽傷を負った。
また、追突された大型トラックが横転し、追突したトレーラーとともに３車線をふさいだほか、積み荷の散乱や、路面の損傷が激しく修復のため当該区間において約１１時間ほど通行止めが続いた。

◇◇◇

・経営者、全従業員を対象としたアンケート調査（無料）
・調査結果の集計、分析
・報告書の作成
（平成２６年度申込受付期間）　平成２６年１２月末まで
※平成２７年度も継続予定
（申込方法・問い合わせ先）　下記ホームページ参照

＜国土交通省ホームページＵＲＬ＞
http://www.mlit.go.jp/pri/shiryou/sonota/anzen_kigyo2013/jidosha.html

◇◇◇

以上のバス等）のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況がまとまりましたので公表します。
当該事故が２年連続で増加し、平成２５年度も前年度比約３割増と大きく増加したことから、適切な車両管理により事故防止が図られるよう、大型車の使用者に対して、改めて注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000091.html

◇◇◇

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

◇◇◇

平成２５年３月２６日（火）に開催された「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html

◇◇◇

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

〔掲載マニュアル一覧〕

・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

ったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆